事　務　連　絡
令和５年５月１５日

各 ［都道府県／指定都市／中核市］ 老人福祉主管部（局）　御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

日本放送協会との放送受信契約の入居者等への説明について

平素より老人福祉行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年度、日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）において、受信料の値下げや免除対象の拡大、割増金制度の開始等の制度変更が実施されますが、こうした中で、有料老人ホームの入居者やそのご家族等（以下「入居者等」という。）からもＮＨＫに対し、受信契約の要否や必要な手続き等に対する問合せが増加しているところです。

つきましては、入居者等に対する不利益防止等の観点から、下記の内容について御了知いただくとともに、管内市区町村並びに有料老人ホームへの周知をお願いします。

なお、本事務連絡は、ＮＨＫと協議済みであるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

１．契約手続きにおける入居者等への説明について

重要事項説明書については「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成14年７月18日付け老発第0718003号厚生労働省老健局長通知）において、「入居契約に関する重要な事項を説明するため、別紙様式に基づき「重要事項説明書」を作成するものとし、入居者に誤解を与えることがないよう必要な事項を実態に即して正確に記載すること」とされています。

有料老人ホームの居室にＴＶを設置する際、必要な手続きに関して重要事項説明書における記載や入居者に対する説明が不十分である場合には、入居者の不利益に繋がるとも懸念されることから、入居者に対し「ＮＨＫ受信料の窓口」を案内する等、有料老人ホーム運営事業者に対し適切に助言を行っていただくようお願いします。

また、居室にテレビを設置した場合は、入居者による手続きが必要となる旨を重要事項説明書の様式・ひな形に明記することも有効であると考えられます。

２．福祉の手続きに関するガイドブック・リーフレット等への記載について

各自治体で作成・配布している福祉の手続きに関するガイドブック・リーフレット等において、ＮＨＫ放送受信料の減免手続きを紹介していただいている場合もありますが、

例えば、「ＮＨＫ受信料の窓口」のアドレスやＱＲコードを掲載することも自治体窓口の負担軽減に資すると考えられることから検討をお願いします。

○「ＮＨＫ受信料の窓口」のホームページアドレス及びＱＲコード
・ホームページアドレス：https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/
・ＱＲコード：

３．自治体・有料老人ホームへのＮＨＫからの各種案内について
本事務連絡の発出後、内容の説明のため各自治体の老人福祉主管部局に対しＮＨＫから相談・連絡があるほか、公益社団法人　全国有料老人ホーム協会を通じて会員法人宛にＮＨＫの有料老人ホーム向けチラシ（別添）等が配布される予定であるので、御了知ください。

以上

（担当）
厚生労働省 老健局 高齢者支援課
高齢者居住支援係長　　松本
ＴＥＬ　：03－5253－1111（内線 3981）
E-mail　：kourei-juutaku@mhlw.go.jp

有料老人ホームに入居されるみなさまへ

NHK

大切な
お知らせ

NHKのお手続きはお済みですか？

有料老人ホーム等のお部屋に個別で受信設備（テレビ等）をご設置された場合は、
一般のご世帯と同様に放送受信契約のお手続きが必要となります。

有料老人ホームに
入居したのですが
どんな手続きが必要なのか
わかりません

もう住んでない家に
受信料の振込用紙が
届いているが
どうしたらいいの？

- 入居に伴い必要なお手続きや、各種割引・免除の適用条件は、状況によって異なります
  ご家族や施設管理者様ともご相談のうえ、各種お手続きをお願いいたします。

裏面の「入居者様に必要なお手続きについて」をご確認ください

お手続き簡単確認！

入居者様に必要なお手続きについて

NHK

部屋にテレビを設置していますか？

- **Yes** → **施設入居前の家で受信契約がありますか？**
  - **Yes** → **施設入居前の家にご家族等がお住まいですか？**
    - **Yes** → **新規契約**のお手続きが必要
      ※ご自宅と同一生計の場合は「家族割引」制度がございます
    - **No** → **住所変更**のお手続きが必要
  - **No** → **新規契約**のお手続きが必要

  障害者手帳をお持ちなど受信料免除基準*に該当する可能性のある方は自治体窓口（障がい福祉課など）で適用条件の確認と免除申請をお願いします
- **No** → **施設入居前の家で受信契約がありますか？**
  - **Yes** → **NHKへご相談ください**
    ※状況により、必要なお手続きが異なります
  - **No** → **お手続不要**

オレンジ色のお手続きは「NHK受信料の窓口」でネットからお手続きいただけます

https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/

*詳細な受信規約や免除基準、よくある質問についても「NHK受信料の窓口」でご案内していますのでご確認ください。

お問い合せ先

NHKふれあいセンター（ナビダイヤル）　**0570-077－077**

※IP電話等で上記の電話番号がご利用になれない場合　050-3786-5003（有料）
※混みあってつながりにくい場合は時間をあけておかけ直しください

受付時間：午前9時～午後6時
（土・日・祝日も受付）